



「奇跡の一本松」 撮影：石川真司会員（弁護士）

－代表幹事ご挨拶－

欠陥住宅被害東海ネット代表幹事

一級建築士 瀬 瀬 誠



第6波コロナ禍もやや下火になったかの様相ですが、ゴールデンウィーク後の再拡大も懸念され、気を抜くような気分には到底なれません。

建築業界では、1年以上続くウッドショックに加えて、ロシアの

ウクライナ侵攻によって木材の輸入量が減少したためにさらに不足しているところ、それに円安が加わり、木材価格が高騰しています。建築を取り巻く環境は建築主側にも施工者側にも益々厳しい状況がつづきます。せめて、これを機に、国産木材市場の活性化が図られれば等と考えます。

さて、欠陥住宅被害東海ネットでは、2022年4月23日に第23回総会が執り行われました。その記念セミナーでは、地盤品質判定士のお二人の講演があり、有意義な講演内容であったことのみならず、これからの連携の必要性も強く感じました。また、総会では引き続き代表幹事の重責を担うこととなりましたので、引き続きよろしくお願いいたします。

活動報告 2021年8月～2022年4月 欠陥住宅被害東海ネット事務局長 弁護士 水谷 大太郎



1 総会・例会について
欠陥住宅被害東海ネットは、皆様からのご相談を随時受け付けているほか、毎年4月に総会を、また、2か月毎に例会を開催し会員の知識向上を図っています。この間に開催された総会・例会では、以下

のテーマを取り扱いました。

・2021年8月 第109回例会

110番に向けて「宅地地盤の安全性確保について」として勉強会を行いました。宅地造成等規制法等の法規制の概要について丹羽かずたか会員（建築士）から、コンクリートブロック擁壁の危険性について額額誠会員（建築士）からそれぞれ解説が行われました。また、私から、地盤の安全性について問題となった裁判例の概要について紹介を行いました。

・2021年10月 第110回例会

浅井洋樹会員（建築士）より、大阪市西成区の地盤崩落事例についての解説が行われました。額額誠会員（建築士）より、石積擁壁の瑕疵事案について、和解報告が行われました。黒柳良子会員（弁護士）より、宅建業法の苦情解決業務を利用して認証を受けた事例の報告が行われました。

・2021年12月 第111回例会

濱尚行会員（弁護士）及び加藤博子会員（弁護士）から、地盤被害の法的対応について解説がなされました。

・2022年2月 第112回例会

判例タイムズ1489・5掲載の「建築訴訟の審理モデル～設計・監理の報酬請求編～」を題材とした勉強会を行いました。今泉麻衣子会員（弁護士）より、同論文の内容紹介が行われました。また、設計監理業務に関する基礎知識について、丹羽かずたか会員（建築士）から解説がなされました。

・2022年4月 第23回総会

一般社団法人 地盤品質判定士会 中部支部より地盤の専門家である地盤品質判定士の品川恭一氏、桃井信也氏を講師にお迎えして、「家づくりの基本 地盤品質判定士が教える地盤調査と地盤改良 失敗しない地盤の見分け方・土地選びの方法」をテーマにした家づくりセミナーを開催しました。



2 無料相談会

NPO法人欠陥住宅をつくらない住宅設計者の会との共催で、隔月で無料相談会を行っています。この間は、以下の無料相談会を行いました。相談会は会場（いずれもウインクあいち）で開催するとともに、Zoomによるオンライン相談を併用しています。

・2021年9月11日

相談件数：11件（うちZoom相談2件）

・2021年11月20日

相談件数：12件（うちZoom相談1件）

・2022年1月22日

相談件数：6件（うちZoom相談1件）

・2022年3月12日

相談件数：12件（うちZoom相談1件）



第23回 総会・記念セミナー報告

2022年4月23日

～家づくりの基本 地盤品質判定士が
教える地盤調査と地盤改良 失敗しない
地盤の見分け方・土地選びの方法～
弁護士 八木 智子



4月23日に、欠陥住宅被害東海ネット第23回総会が開催されました。総会の議事終了後、「地盤品質判定士が教える地盤調査と地盤改良 失敗しない地盤の見分け方・土地選びの方法」と題して家づくりセミナーが開催され、

地盤品質判定士の品川恭一氏より「戸建て住宅における地盤災害」について、同じく地盤品質判定士の桃井信也氏より「東海の地盤分布の特性とトラブルの生じやすい地質の特徴」についてご講演をいただきましたので、報告します。

1 戸建て住宅における地盤災害

(1) 地盤品質判定士

地盤品質判定士は、宅地の造成業者、不動産業者、住宅メーカー等と、住宅及び宅地の取得者の間に立ち、地盤の評価（品質判定）に関わる調査・試験の立案、調査結果に基づく適切な評価と説明及び対策工の提案等を行う者である。

(2) 実際の地震災害

熊本地震では宅地被害の発生割合が多かった。その理由として、高さ2m以下の擁壁が多かった点が指摘されている。擁壁が2m以下の場合、工作物として確認申請を行う義務が無いことから、構造計算等なく擁壁が作られることがあり、安全性が確保されていない擁壁（空石積、増積、二段積擁壁）が多く存在していた点が宅地被害の一つの大きな原因と考えられている。

(3) 宅地地盤に関連する法の変遷

地震・水害・土砂災害等が発生する度に建築基準法令を初めとする各種法律の法改正が行われてきたが、宅地地盤についての地震に対する安定性の考え方は、昭和37年の宅地造成等規制法制定時から本質的には変わっていない。大規

模地震動を考慮した宅地はごく一部にとどまっている。このような現状を前提に、ハザードマップやマップ愛知の活用方法について説明がなされた。

(4) 戸建て住宅の地盤調査・基礎選定

地盤の調査は、①宅地がどのような流れでできたのか過去の地図を確認して分析し、②擁壁が存在するののか等の周辺観察をした後、③スクリーウエイト貫入試験等の試験を行い、④試験結果を報告するという方法で行われる。地盤調査というと③④だけをイメージしがちだが、試験結果だけではなく①②をふまえた総合的な検討が必要である。

また、地盤調査の結果をふまえ、地盤補強が必要とされる場合の補強方法の種類（浅層混合処理工法、深層混合処理工法、小口径鋼管杭工法）について解説があった。

(5) 戸建て住宅の事故事例

戸建て住宅の事故事例としては、転圧不足による沈下（宅地に起因する事例）、盛土の荷重を考慮しない設計や不適切な盛土材による沈下（設計に起因する事例）及び隣接地の盛土や掘削による沈下（近隣工事におけるトラブル）等が挙げられる。



地盤品質判定士 品川恭一氏

2 東海の地盤分布の特性とトラブルの生じやすい地質の特徴

(1) 地盤材料の分類と特徴・種類ごとの宅盤への影響

地盤は、砂、礫、粘度、シルトで構成されており、砂・礫は摩擦成分として強度を発揮し、粘度・シルトは粘着成分で強度を発揮する。また、砂は液状化しやすく、粘度は圧密沈下を招きやすい性質を持つ。

基本的には、柔らかい粘土や緩い砂が地盤の基礎としては変形が生じやすく、時代的に

古い地層ほど固結して硬い地盤となっており、1 万年以前の地層（洪積層）は、それなりに良い地盤といえる。そのため、地形、地質分布の把握が重要である。

(2) 東海の地盤の特徴

ア 濃尾平野

濃尾平野の中でも扇状地では土石流発生の危険があること、後背湿地では盛土の安定・沈下が問題になること、三角州では揚水による地盤沈下が問題となること等、地形ごとの特徴、予想される災害について説明がなされた。

濃尾平野においては、河川で運ばれた堆積物が西側に厚く堆積し、軟らかい地層が溜まっているため、傾動運動によって地盤沈下が生じるという特徴がある。

また、高度成長期に地下水を汲み上げ過ぎた関係で地下水位が低下し、地盤沈下が発生したが、現在は揚水規制がなされているため、水位は上昇傾向にあるものの現在も若干沈下が進行している。

イ 山間部

中津川市の一部では、土岐砂礫層が広がっており、崩れやすく樹木の生育に適さない。

また、愛知県東部には花崗岩が分布しており、地下深くまで風化が進んでいるため、豪雨により崩壊発生の危険がある。

(3) 地盤の評価方法

地盤が支えることのできる力の大きさ（支持力）の判定を行う。調査方法には、地質踏査、ボーリング・試料採取、室内試験、トレンチ調査、物理探査、ボアホールカメラ、ジオトモグラフィ法、原位置モニタリング等がある。

(4) 土地の種類ごとの選び方のポイント

市町村ごとに大規模造成地マップが公開されている場合もあり、空中写真、地形図、活断層データベース等、一般市民が閲覧できる情報も多いため、土地を選ぶ際にはこれらを各自で確認し、土地を選択することができる。

また、写真でトラブル事例を示し、土地購入者が購入を検討する際に何に注目すべきであるのか等具体的に説明を受けることができた。

(5) 最近の地盤に関する話題

令和3年7月3日に生じた熱海逢初川流域の土石流災害について、盛土の崩壊により発

生したこと、これを受けて宅地造成等規制法の改正案が閣議決定されたこと等について説明がなされた。



地盤品質判定士 桃井信也氏

3 まとめ

講義終了後には、質疑応答の時間が設けられ、地盤品質判定士を利用するタイミングや相談窓口はどこにあるか等、多くの質問が講師のお二人に寄せられ、盛況のうちに終了しました。



第109回例会報告①

2021年8月26日

～宅地造成の安全確保について～ 一級建築士 丹羽 かずたか



当日は8月28日の地盤110番の事前勉強会としてZoomを併用しながらウイंक愛知908会議室にて勉強会を開催しました。

1 私が「宅地造成等規制法の概要」を担当し、「がけ」の定義、規制について説

第109回例会報告②

2021年8月26日

～コンクリートブロック擁壁の危険性～ 一級建築士 額 額 誠

明しました。また関連法令として「がけの有る地域に対する規制」が有ること、「がけ付近に建物を建てる場合の規制」が有ることを解説しました。宅地造成の規制地域等については水谷大太郎弁護士が実際に行政のサイトにアクセスして実例を会場およびZoomで例示したため、より分かりやすい報告となりました。

2 額額誠建築士により、「コンクリートブロック擁壁の危険性」をテーマに「塀」と「擁壁」の違いについて詳しい解説が有りました。特に空洞コンクリートブロックを擁壁として利用する間違いに対して、建築基準法や学会基準等の根拠を示しながら警鐘を鳴らす内容となりました。また2m以下の擁壁に手抜き工事が多いとする意外な分析について建築雑誌の記事を元に報告が有りました。

3 水谷弁護士により裁判例の紹介とともに以下の資料が紹介されました。

イ) 木津田秀雄建築士による「宅地・盛土問題 110番事前研修資料」

ロ) 島村美樹弁護士による「被災者支援の観点から」

ハ) 村田淳弁護士による「重要事項説明義務を中心とした実務」

水谷弁護士からは1)神戸地裁における尼崎の擁壁亀裂裁判において擁壁の瑕疵が争われた例について、2)京都地裁におけるC P型枠擁壁の不法行為を問う裁判例について、3)神戸地裁における擁壁の瑕疵認定裁判例について、4)横浜地裁における三段擁壁の瑕疵に基づく中古住宅の売買の解除について、の4事例の説明と解説が有りました。

各報告について活発な質疑が有り、充実した例会となり、また110番に向けて良い勉強になりました。



第109回例会では、私が建築用空洞コンクリートブロック（以下、「ブロック」といいます）を用いた擁壁の危険性について報告しました。

建築基準法第88条と第138条で、2mを超える擁壁については建築主事に申請して確認を受けることとされています。また、宅地造成等規制法では、切土につき2mを超え、盛土につき1mを超える擁壁を築造する場合には都道府県知事の許可が必要とされています。

しかし、それらの高さ以下の擁壁については無許可で築造できるために、建築構造や基準に不案内な施工者等により、強度や耐久性が不十分な危険な擁壁が築造されています。

ブロックは、建築基準法施行令第4節の2（第62条の2から62条の8まで）において補強コンクリートブロック造の建築物と塀に用いることができるとされています。

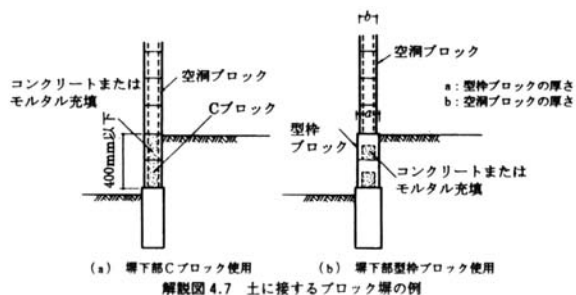
特筆すべきは塀についてです。施行令第62条の8では、ブロック塀の基礎につき、「基礎の丈は、35cm以上とし、根入れの深さは30cm以上とすること。」とされています。つまり、ブロック塀の基礎は地表面に5cm以上突き出していなければならないということです。

これは、強度のみならず、ブロックはコンクリートとは違って水を通してしまうので、ブロックが水に浸かる状況にあると、中に水が染み込んで鉄筋が錆びてしまうからです。

擁壁は建築基準法施行令第142条第一号において、「鉄筋コンクリート造、石造その他これらに類する腐食しない材料を用いた構造とすること。」と規定されているところ、擁壁の中にある鉄筋が腐食してしまうと、擁壁として必要な耐久性と強度が担保できないことになってしまいます。

なお、日本建築学会では、C種防水ブロック又は型枠ブロックを用いた場合に限って2段（40cm）までは可能としています。ここでも、「塀は、原則として土に接して設けてはならない。」としたうえで、「土に接する部分のブロック壁体の耐久性及び安全性を特に考慮することが重要である。

使用するブロックはCブロックか型枠ブロックとする。」等の条件を付けています。



日本建築学会 壁式構造関係設計基準集・同解説 (メーソナリー編)

一部の特定行政庁では、1 m以下の場合に限ってブロック擁壁を認めている場合があります。

この地域では、愛知県一宮市は、「ブロック積み土留めは原則3段(60cm)までとする。」としつつ、土留めの地上高が1m未満でやむを得ずブロック積み土留め(4段又は5段)で施工する場合は、控え壁を4 m以内ごとに設ける、土に接する部分におけるブロック面にできるだけ防水塗装を行う、基礎は一体の鉄筋コンクリート造の布基礎とし、その高さは30cm以上とする。」等の条件を付けています。特に「防水塗装を行う。」としていることから、ブロックの中に水を浸入させないことの重要性が読み取れます。

また、岐阜県の開発許可の手引きでも、1 m以下の場合に限ってブロック擁壁を認めています。「自己用以外のものには原則として使用しないこと。」としています。この趣旨について私が問い合わせたところ、「建築用コンクリートブロックは水が染み込んで鉄筋が錆びる等の問題があるので好ましくないが、個人住宅など自己所有する建築物に付属する擁壁の場合で1 m以下のものは、建築主が危険性を理解している場合に限ってのみ仕方なく認めている。基礎立上りの寸法(地盤面から5 cm以上)等は守ってもらわなくてはならない。自己所有に限定しているのは、分譲住宅、賃貸住宅等は、居住人が建築時に危険性を知らされていないので認められないということである。」としています。

以上の2例からしても、基礎に立上りを設けなくてはならないことが分かります。しかし、ほとんどのブロック塀には基礎そのもの又は基礎の立上り部分がありません。基礎がないものについては、基礎を築造するにも、砕石敷き工事、鉄筋工

事、型枠工事及びコンクリート工事が必要となるため、その費用と手間を削減するために砕石敷きの上にモルタルを塗る程度としていと考えられます。また、基礎底版は築造しても基礎の立上りを省くのは、基礎底版を築造した後で、基礎立上りを築造することになるので、工程が2回に分かれることになり、費用と手間を余り削減することができないからです。

しかし、愛知県一宮市や岐阜県の基準でも基礎立上りは必要とされています。そうすると、基礎立上りを1 m弱程度上に伸ばせばちゃんとした鉄筋コンクリート擁壁になり、基礎立上りの上にブロックを積むことの方が費用の増大につながり、ブロック擁壁とするメリットはないことになります。このようなことから、鉄筋コンクリート擁壁にすればよいのですが、ことの重要性が分からず、「1 m以下なら認められている。」等としながら、実際には愛知県一宮市や岐阜県の基準さえも守らないブロック擁壁が多いのでしょう。



基礎立上りがないブロック擁壁の例



基礎の上に直接ブロックが積み重ねられている



第110回例会報告

2021年10月18日

～宅建業法に基づく苦情解決申出制度について～
弁護士 黒柳 良子



1 宅地建物取引業法（以下「宅建業法」といいます。）により、宅地建物取引業者（以下「宅建業者」といいます。）は、一定の営業保証金（主たる事務所について1000万円、その他の事務所について

事務所ごとに500万円）を法務局に供託しなければ、事業を開始することができないとされています。

取引の相手方（ただし、宅建業者を除く）が、宅地建物取引により損害を被った場合、この営業保証金から損害賠償弁済（還付）を受けることができます。

2 もっとも、まとまった供託金を準備しなくても、宅建業者は、営業保証金の供託に代えて、保証協会（弁済業務等を確実に実施するため、国土交通大臣の指定を受け、宅建業者のみを社員とする一般社団法人）に加入し、保証を受けることによって、事業を開始することができます。この場合、保証協会に弁済業務保証分担金（主たる事務所について60万円、その他の事務所について事務所ごとに30万円）を納付する必要があります。

宅建業者が保証協会に加入している場合には、宅建取引により損害を被った取引の相手方は、保証協会から、営業保証金に相当する範囲で弁済（還付）を受けることができます。保証協会は、社員になろうとする宅建業者からの分担金を集め、それを供託所に供託しておき、社員となった宅建業者と取引をして損害を被った者に対し、供託所の供託金をもとに、保証協会が会員の代わりに弁済をすることになるのです。

3 供託金の還付を受けるには、保証協会の認証を受ける必要があります。保証協会が、認証にかかる事務を処理する場合には、認証申出書の

受理の順序に従ってしなければならないとされており、要するに、申出人が複数ある場合は早い者勝ちとなります。

保証協会は、認証申出に理由がないと認める場合を除き、営業保証金の範囲内において認証をしなければならないとされていますが、対象となる取引について訴訟が係属している場合、訴訟が終了するまで認証手続きが停止するという運用がとられています。

認証にあたっては、保証協会が苦情解決委員会を開催し、必要な資料を提出させたり、当事者の言い分を聴取したりします。対象となる取引についてすでに判決が確定している場合でも、認証手続きは必ずしもその判決の内容に拘束されず、改めて関係証拠をすべて提出する必要があります。また、民事訴訟における弁論主義の適用はなく、基本的に申出人が主張するすべての事項について立証しなければなりません。

4 私が扱ったケースでは、相手方業者（宅建業者）と訴訟上の和解をしたものの、和解金の回収途中で相手方業者が破産をすることになり、支払停止と同時に認証申出を行いました。運良く第一順位での申出を行うことができ、その後、およそ半年に1回のペースで開催される苦情解決委員会を3回経て認証を得ました。

このように、ケースによっては解決までに時間を要しますが、宅建業者との取引によって損害を被った事案において、相手方業者の支払能力に不安がある場合には、被害回復のための有用な手段といえます。

知っておきたい

知っておきたい建築物の構造
＜Vol. 4 鉄筋コンクリート造・その2＞
一級建築士 瀬瀬 誠

建築基準法施行令第3章第6節の鉄筋コンクリート造の仕様規定の二回目です。今回は鉄筋の施工方法について詳しく学びます。

◇施行令第73条【鉄筋の継手及び定着】

第1項では、

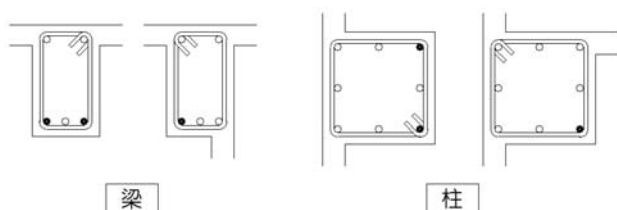
「鉄筋の末端は、かぎ状に折り曲げて、コンクリートから抜け出ないように定着しなければならない。ただし、次の各号に掲げる部分以外の部分に使用する異形鉄筋にあっては、その末端を折り

曲げないことができる。

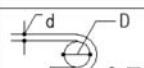
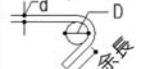
- 一 柱及びはり（基礎ばりを除く。）の出すみ部分
二 煙突」
とされています。

鉄筋コンクリートは鉄筋が主に引張力を、コンクリートが主に圧縮力を担っており、鉄筋とコンクリートが一体となっていることで応力（建物に働く荷重や外力に対する抵抗力）に対応しています。鉄筋に引張力が働いたときにコンクリートから抜けてしまうと鉄筋の効力が発揮できないので、抜けないようにするための規定です。

以前は切断面が円形の丸鋼が多く用いられていましたので端部を釣り針状に曲げて（フックといいます）抜けないようにしていましたが、現在は表面に滑り止めの突起を付けた異形鉄筋を用いることがほとんどですので、フックを付けることが少なくなりました。ただし、柱と梁の出隅はかぶり厚さが二方向となるために、かぶり部分のコンクリートが割れやすく、煙突は加熱されるとコンクリートが剥落しやすいので、鉄筋の付着強度が保てないことから、フックを付けなければならないとされています。また、柱の主筋を巻く帯筋（フープといいます）と梁の主筋を巻くあばら筋（スターラップといいます）も端部にフックを付けなければなりません。



黒丸がフックが必要な出隅筋

鉄筋の折り曲げ角度	図	鉄筋の余長	鉄筋の種類	折り曲げ内法直径 (D)	
180°		4d以上	SD295	D16以下	3d以上
135°		6d以上	SD345	D19~D38	4d以上
90°		8d以上	SD390	D41	5d以上

フックの形状と寸法

第2項では、

「主筋又は耐力壁の鉄筋（以下この項において「主筋等」という。）の継手の重ね長さは、継手を構造部材における引張力の最も小さい部分に設ける場合にあっては、主筋等の径（径の異なる主筋等をつなぐ場合にあっては、細い主筋等の径。以下この条において同じ。）の25倍以上とし、継手を引張り力の最も小さい部分以外の部分に設ける場合にあっては、主筋等の径の40倍以上としなければならない。ただし、国土交通大臣が定めた構造方法を用いる継手にあっては、この限りでない。」とされています。

引張力の最も小さい部分とは、柱の場合は各階の上下中央付近で、梁の場合は両側の柱からそれぞれスパンの1/4の長さ分だけ中央に寄った部分です。

ここで、国土交通大臣が定めた構造方法とは、平成12年大臣告示第1463号「鉄筋の継手の構造方法を定める件」のことで、重ね継手とはせず溶接で鉄筋を継ぐ場合の方法が定められています。

鉄筋の種類	コンクリートの設計基準強度 (N/mm ²)	重ね継手の長さ L ₁	定着長さ		
			一般 L ₂	下端筋 L ₃	
				小梁	スラブ
SD295	18	45dまたは35dフック付き	40dまたは30dフック付き	25dまたは15dフック付き	10d かつ 150mm以上
	21, 24 (27)	40dまたは30dフック付き	35dまたは25dフック付き		
SD345	27, 30 33, 36	35dまたは25dフック付き	30dまたは20dフック付き		
SD390	21, 24 (27)	45dまたは35dフック付き	40dまたは30dフック付き	25dまたは15dフック付き	10d かつ 150mm以上
	27, 30 33, 36	40dまたは30dフック付き	35dまたは25dフック付き		

コンクリートの割裂のおそれのある部分はL₂とし、L₂=L₂+5d とする。

鉄筋の重ね継手長さとは定着長さ

第3項では、

「柱に取り付けるはりの引張り鉄筋は、柱の主筋に溶接する場合を除き、柱に定着される部分の長さをその径の40倍以上としなければならない。ただし、国土交通大臣が定める基準に従った構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、この限りでない。」とされています。

柱に取り付く梁の端部の上端筋には常時荷重に地震力等が加わって特に大きな引張力が働きますので、特に規定されています。

また、国土交通大臣が定める基準とは、平成23年大臣告示第432号「鉄筋コンクリート造の柱に取り付けるはりの構造耐力上の安全性を確かめる

ための構造計算の基準を定める件」のことで、構造計算の基準が定められています。

第4項では、

「軽量骨材を使用する鉄筋コンクリート造について前二項の規定を適用する場合は、これらの項中「25倍」とあるのは「30倍」と、「40倍」とあるのは「50倍」とする。」とされています。

ここにいう軽量コンクリートは、軽量骨材を用いた軽量骨材コンクリートを指します。軽量骨材コンクリートは普通コンクリートより強度が少し（1割程度）低いために、通常のコンクリートより重ね継手と定着の長さを大きく取りなさいというものです。



欠陥住宅無料相談会のご案内

奇数月に、当ネットがNPO法人欠陥住宅をつくらない住宅設計者の会との共催で行っている欠陥住宅無料相談会は…

- ・建築士と弁護士がペアで相談に応じます。
- ・面談だけでなくZoomによる遠隔相談も可能です。
- ・全ブースにパーティション設置しています。

今般、お電話だけでなく、メールやWebフォームからお申し込みいただけるようになりました。

是非、ご利用いただければ幸いです。



全ブースにパーティション設置

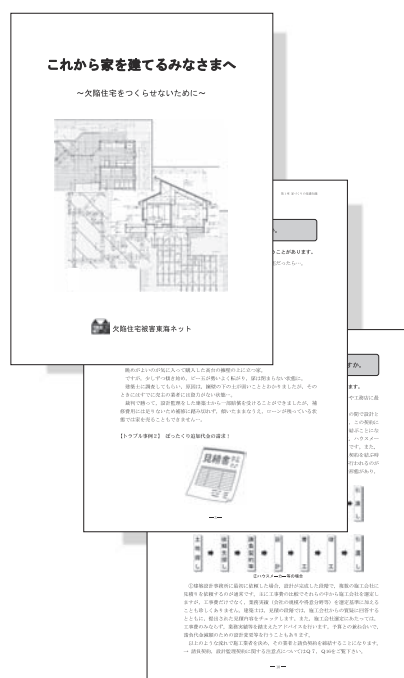
欠陥予防のための冊子 無料配布中です!

欠陥住宅被害東海ネット20周年記念冊子 『これから住宅を取得する皆様へ ～欠陥住宅をつくらせないために～』 無料配布のご案内

欠陥住宅被害東海ネットは、2019年に発足20周年を迎え、これを記念して、市民の皆様向けの無料小冊子を作成いたしました。

安全で快適な家づくりには、建築について十分な知識を有し、建築主が信頼できる建築士が関与することが最も大切だと考えています。もちろん、現在ではハウスメーカー等に建築を依頼される市民の方も多いでしょうが、そのような場合でも本冊子をご活用いただき、どのような部分に注意しなければいけないのかを是非ご確認ください。市民の皆様が、間取りやデザインの部分だけではなく、建物の安全性にも目を向け、積極的に家づくりに関与いただくようになれば、欠陥住宅問題は激減するものと信じています。

本冊子は、どなたにも無料で配布させていただいております。送付ご希望の方は、後記欠陥住宅被害東海ネット事務局（水谷法律事務所）までお気軽にご連絡ください。



【ご相談について】

欠陥住宅被害東海ネットでは、随時、以下の方々のご相談を受け付けております。

愛知・岐阜・三重・静岡にお住まいの方の

- ・住宅の欠陥に関する相談（戸建はもちろん、マンション・借家も含みます）
- ・リフォーム被害に関する相談
- ・シックハウス被害に関する相談
- ・追加変更契約や中途解約等、建物の契約トラブルに関する相談
- ・その他、住まいに関する相談

弁護士への相談は初回30分間無料です。

弁護士への相談は、電話相談、面談相談の二種類があります。

- ・電話相談：相談担当弁護士より折り返しお電話差し上げます。
- ・面談相談：相談担当弁護士の事務所へご来訪いただき相談を行います。

いずれのご相談も、上記事務局で受け付けておりますので、お気軽にお電話下さい。



《欠陥住宅被害東海ネット事務局》

〒461-0017 名古屋市東区東外堀町3番地 C S 東外堀ビル301号室 水谷法律事務所

電 話：052-228-0586 F A X：052-228-0587

担当弁護士：水谷 大太郎

【今後の予定】

【1. 総会・例会等】

2022年	6月23日（木）	午後6時30分～	第113回例会	ウインクあいち1109号室
	8月22日（月）	午後6時30分～	第114回例会	ウインクあいち 908号室
	10月18日（火）	午後6時30分～	第115回例会	ウインクあいち 908号室
	12月1日（木）	午後6時15分～	第116回例会	ウインクあいち1008号室
2023年	2月27日（月）	午後6時30分～	第117回例会	ウインクあいち 908号室
	4月22日（土）	午後1時30分～	第24回総会	ウインクあいち1101号室

ご参加ご希望の場合は、資料準備の必要がございますので、上記事務局までご連絡下さい。

※会員でなくても無料で参加いただけます。内容はホームページで随時お知らせいたします。

※会員はZoomでの参加も可能です。

【2. 欠陥住宅無料相談会】

欠陥住宅無料相談会では、欠陥住宅をはじめとした住まいに関するトラブルやその予防について、弁護士・建築士がペアでご相談に応じます。1組1時間程度の相談時間で事前予約優先です。

相談のご予約は、上記欠陥住宅被害東海ネット事務局までお電話下さい。

2022年	7月23日（土）	午後1時～	ウインクあいち1008号室
	9月10日（土）	午後1時～	ウインクあいち1008号室
	11月12日（土）	午後1時～	ウインクあいち1601号室
2023年	1月21日（土）	午後1時～	ウインクあいち 908号室
	3月11日（土）	午後1時～	ウインクあいち1008号室

※ウインクあいち 名古屋市中村区名駅4-4-38

【3. 全国一斉110番】

2022年 7月16日（土）（予定）